

# これは廃棄物？ だれが事業者？ お答えします！ 廃棄物処理

龍野 浩一 著 B5判・定価 本体1,900円+税

- 著者のもとに蓄積された現場のQ&Aを厳選・集約した実務書！
- 探したい項目が見つげやすい索引付き！
- 廃棄物管理担当者必読の一冊！

照会頻度を★印の数で表示。  
注目度や重要度がわかる！

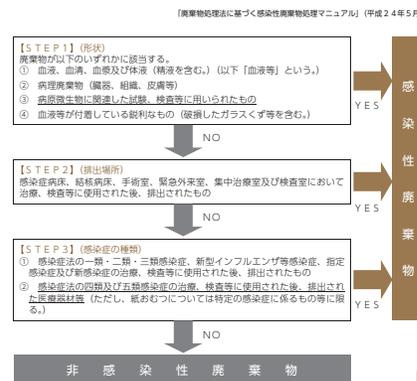


図3-1 感染性廃棄物の判断フロー

- ▶ 動物診療施設
- ▶ 試験研究機関 (医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る)
- ▶ 感染性廃棄物によっては、「医療法」、「感染症法」、「廃棄法」、「家畜伝染病予防法」、「国器移転法」等の適用を受けることがあるので注意してください。

参考  
法第2条第3項第一号第一(第8号)→特別第1の4の第一(第1条)第5項  
法第2条第3項第一号第二(第2条の第4号)→特別第2  
法第77条(平成10年7月30日)  
環境省令第4431(平成11年1月16日)  
環境省令第80430001号(平成20年4月30日)  
環境省令第20510001号(平成24年5月10日)  
環境省令第141029号(環境省令第141029号)(平成26年10月29日)

## Q42 下取り行為等

- 廃棄物の下取り行為とは何ですか？
- 化学薬品の販売にあたり、ユーザーが使用した後の廃液 (自社販売品限ります) を回収することとした上で、化学薬品の代金とその廃液の額を加えたものを販売価格とする売買契約を締結しているのですが、液の事業者にはユーザーが該当しますか？

**A**  
■ ①新しい製品を販売する際に「②商標費」として「③同種の製品もの」を「④無償」で引き取り、収集運搬することをいいます。した場合は下取り行為になりません。  
▶ 新しい製品が販売されることなく、使用済みの製品が回収される場合は製品が回収されると同時に新しい製品が販売される場合を含みません)  
▶ 商標費の実態を認められるほど使用済み製品の歴史がない、又は又いつまでも新しい製品の購入者に使用済み製品を強制回収すること  
▶ 数量・性状・機能等において、新しい製品と使用済み製品が明らか

図や根拠 (法令・通知・判例等) を示しながら簡潔に解説！

取り行為者」といいます) は産業廃棄物収集運搬業 (又は特別管理産業運搬業) の許可を要しないこととされていることから、使用済み製品下取り行為者が該当します (下取り行為者が使用済み製品を回収する運搬) になります。)

一方、下取り行為者が使用済み製品を運送業者等といった第三者に合、第三者は産業廃棄物収集運搬業 (又は特別管理産業廃棄物収集運搬業) を受ける必要があります (下取り行為者に対しては、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物委託基準等が適用されます) (図4-2)。以上の考え方は、タイヤ交換に伴って生じた廃タイヤを自動車整備引き取る場合やオイル交換に伴って生じた廃油をガソリンスタンド側

## Q67 現地確認の根拠

「産業廃棄物処理業者」に処理委託している事業者の処理責任の一環として、定期的に現地確認 (受託した産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設を実際に確認すること) を行わなければならない」という話をよく聞きます。これを行わないと、何か違反になるのでしょうか？

**A**  
法令で現地確認が明確に規定されているわけではありませんが、一方で産業廃棄物について「①処理の状況に関する確認」を行い、「②発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置」を講ずるよう努めなければならないこと (以下、「注意義務」といいます) が規定されており、現地確認は、これに含まれるものと考えられています。また、その他の注意義務としては、次の方法等が考えられます。

- ▶ 技術的能力や経理的基礎が不十分な産業廃棄物処理業者に処理委託しないこと
  - ▶ 複数の産業廃棄物処理業者に見積もりを取る (適正な対価を把握するための措置)
  - ▶ 適正処理に必要な処理料金を負担すること
  - ▶ 最終処分場の残余容量を把握すること (不適正処理を行うおそれのある産業廃棄物処理業者でないかを把握するための措置)
  - ▶ 中間処理業者と最終処分業者の産業廃棄物処理委託契約書を確認すること (不適正処理を行うおそれのある産業廃棄物処理業者でないかを把握するための措置)
  - ▶ 処理の実績を確認すること (不適正処理を行うおそれのある産業廃棄物処理業者でないかを把握するための措置)
  - ▶ 優良産業処理業者認定制度に基づく優良認定を受けた産業廃棄物処理業者により処理状況や産業廃棄物処理施設の維持管理状況に関する情報が公表されている場合は、これにより産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認すること (不適正処理を行うおそれのある産業廃棄物処理業者でないかを把握するための措置)
  - ▶ 改善命令等を受けている場合は、その履行状況を確認すること (不適正処理を行うおそれのある産業廃棄物処理業者でないかを把握するための措置)
  - ▶ 不適正処理が行われていることを確認した場合は、処理委託を中止すること
- これらは必ずしも全てを講じることが求められているわけではありませんが、相当の長期間にわたって定期的に産業廃棄物を処理委託している事業者や多量の産業廃棄物を処理委託している事業者は、合理的な理由がない限り、それらについて、個別の状況に



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

## 廃棄物の定義編

## これは廃棄物なのか？

### 事例1 廃棄物該当性の判断について

- Q 01 廃棄物の定義
- Q 02 廃棄物に該当しないもの
- Q 03 土砂と汚泥の判断
- Q 04 油分が5%未満の土砂の取扱い
- Q 05 有価物と専ら物
- Q 06 再生の定義
- Q 07 輸送費の取扱い
- Q 08 廃棄物の疑いがある有価物の自ら利用又は自ら保管
- Q 09 廃棄物と有価物の判断
- Q 10 不用品の回収
- Q 11 災害廃棄物由来の再生資材
- Q 12 主務官庁による廃棄物該当性の判断

### 事例2 一般廃棄物と産業廃棄物の区分について

- Q 13 事業活動の範囲
- Q 14 事業系一般廃棄物
- Q 15 あわせ産廃
- Q 16 一般廃棄物の判断例
- Q 17 一般廃棄物を産業廃棄物として取り扱うこと
- Q 18 木くずの判断例
- Q 19 がれき類の判断例
- Q 20 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの判断例
- Q 21 繊維くず・廃プラスチック類の判断例
- Q 22 排出事業種の特定
- Q 23 金属くず・鉱さいの判断例と取扱い
- Q 24 石綿含有産業廃棄物の定義
- Q 25 公共の水域の範囲
- Q 26 燃え殻・ばいじんの判断例、13号廃棄物の定義
- Q 27 不要な飲食物品、泥状・液状物
- Q 28 不要な施設関連複合物等

### 事例3 特別管理廃棄物の種類と取扱いについて

- Q 29 引火性廃油
- Q 30 感染性廃棄物の定義
- Q 31 感染性廃棄物の判断例
- Q 32 感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物の混合物
- Q 33 微量PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物
- Q 34 コンクリートで固めたPCB廃棄物
- Q 35 PCB汚染物を洗浄処理した後の使用済みの洗浄溶剤
- Q 36 廃石綿等の判断例
- Q 37 金属等を含む特定有害産業廃棄物の判断例

## 事業者の特定編

## だれが事業者なのか？

### 事例4 事業者の特定について

- Q 38 建設廃棄物の事業者と発注者の責務
- Q 39 下請業者による自ら保管と処理委託、自ら運搬
- Q 40 他人が所有する附帯設備の管理に伴って生じた産業廃棄物の事業者
- Q 41 清掃廃棄物の事業者
- Q 42 下取り行為等
- Q 43 不要な余剰品の事業者
- Q 44 不要なリース物品の事業者

- Q 45 不要な梱包材・容器の事業者
- Q 46 中間処理産業廃棄物の事業者
- Q 47 同一敷地内の企業群が排出した産業廃棄物の事業者と処理委託契約書
- Q 48 法人格の有無等を踏まえた事業者の特定
- Q 49 集荷場所が提供される産業廃棄物の事業者とマニフェストの交付
- Q 50 自ら処理の運用例
- Q 51 埋設廃棄物の事業者
- Q 52 最終処分場の掘削工事に伴って生じた産業廃棄物の事業者
- Q 53 船内廃棄物の事業者と国外廃棄物の事業者

### 事例5 処理責任から見た事業者の範囲について

- Q 54 事業場内外での自ら保管
- Q 55 事業系一般廃棄物の自ら処理
- Q 56 産業廃棄物処理施設を使用した自ら処分
- Q 57 産業廃棄物処理施設設置の許可に係る基準等
- Q 58 廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表方法
- Q 59 産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として使用する手続き
- Q 60 事故時の措置
- Q 61 帳簿の備えつけ
- Q 62 立入検査の事前連絡
- Q 63 産業廃棄物処理業許可証の確認
- Q 64 産業廃棄物処理業者以外に処理委託できる者
- Q 65 一般廃棄物収集運搬業や一般廃棄物処分業の許可に基づく特別管理一般廃棄物の処理委託
- Q 66 産業廃棄物処理業者への処理委託と事業者の処理責任
- Q 67 現地確認の根拠
- Q 68 適正な対面の範囲
- Q 69 焼却禁止の例外
- Q 70 原状回復の範囲
- Q 71 処理委託の契約
- Q 72 マニフェストの運用
- Q 73 電子マニフェスト
- Q 74 更新許可が下りてくるまでの間の措置
- Q 75 混入等防止措置を講じなければならない者

### 事例6 受託者の留意点について

- Q 76 積替保管を含む収集運搬の範囲
- Q 77 フェリーによる海上輸送
- Q 78 積卸しを行わない都道府県等を通する収集運搬
- Q 79 運搬を伴わない積替保管のみの受託
- Q 80 宅配便を利用した配送
- Q 81 複数の廃棄物の相積み
- Q 82 分別又は圧縮の受託
- Q 83 中間処理施設に投入しない有価物の拾集
- Q 84 産業廃棄物の性状が変わらない中間処理の受託
- Q 85 再生利用を目的とした加工のための引取り
- Q 86 試験研究のための引取り
- Q 87 一般廃棄物の収集運搬の受託
- Q 88 変更届の可否等
- Q 89 変更許可の申請と変更届
- Q 90 優良産廃処理業者認定制度
- Q 91 合併・分割等に伴う許可の取扱い
- Q 92 申請者の能力
- Q 93 許可の取消し

付録 廃棄物処理のためのガイドライン・マニュアル等一覧  
文献  
索引



詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!